



2023年5月15日

各 位

会社名 鹿島建設株式会社
代表者 代表取締役社長 天野 裕正
(コード番号 1812 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員総務管理本部
副本部長兼総務部長 西澤 直志
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

役員に対する業績連動型株式報酬制度 (RS 信託) の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の取締役(社外取締役を除く。以下同様。)に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2023年6月28日開催予定の第126期定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

現在、当社の取締役の報酬は、「月例報酬」、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成されておりますが、本株主総会において、本制度に関する議案をご承認いただくことを条件として、2019年6月25日開催の第122期定時株主総会においてご承認いただきました「譲渡制限付株式報酬」に関する報酬枠を廃止し、以降は「譲渡制限付株式報酬」に基づく譲渡制限付株式の割当ては行わないこととし、これに代わるものとして、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入することといたします。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を一層明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、及び取締役に交付する株式に退任(当社の取締役及び執行役員のいずれの地位でもなくなることをいう。以下同様。)までの譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

本制度の導入によって、当社の取締役の報酬は、「月例報酬」、「賞与」及び本制度による「株式報酬」により構成されることとなります。

本制度の導入は、本株主総会における承認可決を条件とし、本株主総会において本制度に関する議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、当社の執行役員に対しても、取締役に対するものと同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

併せて、当社は、一定の職務等級以上の従業員に対しても、信託を用いた同様の仕組みのインセンティブプランを導入することを検討しております。

2. 本制度の概要

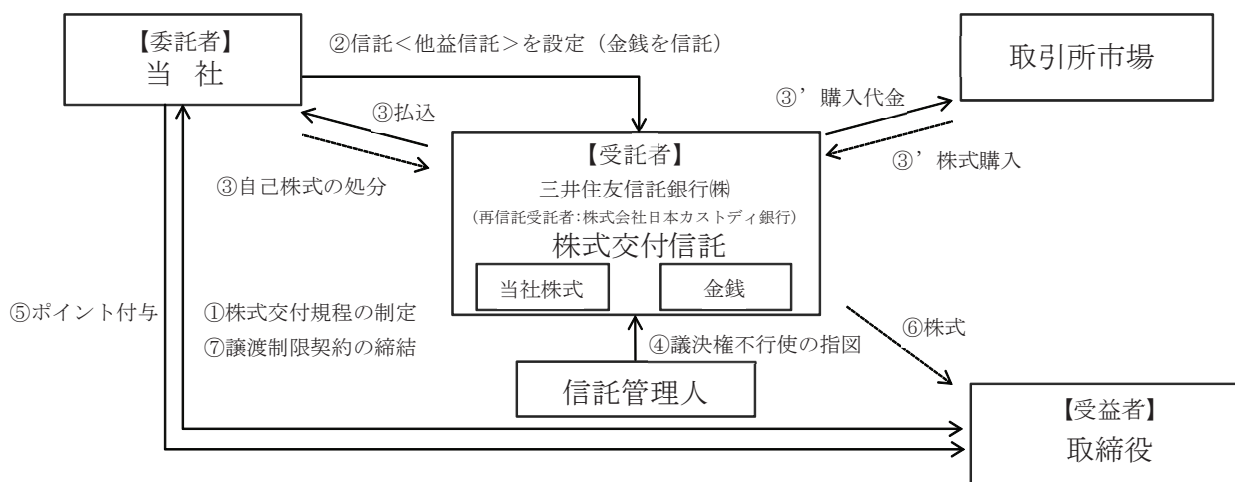
(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当社の普通株式(以下「当社株式」という。)を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される(ただし、下記3.のとおり、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより退任までの譲渡制限を付すものとする。)という株式報酬制

度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」という。）の間に在任する取締役に対して行います（ただし、下記（4）のとおり、対象期間を延長することがある。）。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、下記⑥のとおり受益権を取得する取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とする。）を信託します。
- ③ 受託者は、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分を受ける方法や、取引所市場（立会外取引を含む。以下同様。）から取得する方法による。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とする。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じて議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 当社は、株式交付規程に基づき取締役に對しポイントを付与します。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件（下記⑦の譲渡制限契約を締結することを含む。）を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付された当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記(6)に従い、交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託(再信託)いたします。

(3) 信託期間

信託期間は、2023年8月(予定)から2026年8月(予定)までの約3年間といたします。ただし、下記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計9億円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社からの自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場から取得する方法により、取得いたします。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり執行役員に対しても本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託いたします。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間について5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含む。以下同様)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に3億円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(6)のポイント付与及び当社株式の交付を継続いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場から取得する方法を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与いたします。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり60万ポイントを上限といたします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。なお、1ポイントは当社株式1株といたします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイント当たりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイント当たりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものといたします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役へ交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2. (6) ③の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結することとし、その内容として、次の事項が含まれるものといたします。

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

ただし、退任日以後に交付する当社株式がある場合には、かかる当社株式には、譲渡制限を付さないものといたします。また、この場合には、一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

| | |
|-------|--|
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| 受益者 | 当社の取締役（及び執行役員）のうち受益者要件を満たす者 |
| 信託管理人 | 当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定 |
| 議決権行使 | 信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません |
| 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託契約日 | 2023年8月（予定） |
| 信託の期間 | 2023年8月～2026年8月（予定） |
| 信託の目的 | 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること |

以上